

■ ほこみち制度に関するQ&A

項目	質問	回答	
ほこみち区域の設定について	1 警察が×と言わない限りしみ出しスペースとして使える場所を、図面で示せるか？（マルイ前、なんさん通り）	<ul style="list-style-type: none"> ・用途に応じた社会実験を経て歩行者のサービス水準を満たす幅員（最低4m）を確保することが検証できれば、道路管理者は交通管理者との協議を経て設定が可能です。 ・地元側から希望区域を提案し、大阪市が警察と協議の上設定します。 ※なんさん北区間については下記質問を参照 	
	2 なんさん通りの北区間のほこみち区域指定ができるのか？	<ul style="list-style-type: none"> ・なんさん通り北区間は、タイムシェア(夜間は車道だが、昼間は歩行者空間)の道路ですが、ほこみち区域を設定できる可能性はあります。 ・ただし、夜間に車両が通る為、撤去可能なもののみ設置可能です。 	
しみ出しについて	3 しみだしスペースの管理者は誰か？ほこみち事業者か？そしてその管理者の権限はどこまであるのか？しみ出しスペースを使う人を選ぶ全権限があるのか？	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者（占有主体）は、ほこみち事業者です。 ・公募要項の範囲内で、しみ出しスペースの利活用ルールを決める権利は、ほこみち事業者にあるため、利活用者を選ぶ権利もほこみち事業者にあります。 	
	4 しみ出しスペースに接する店（会社）に、そこを誰かが使う事を拒否する権利はないのか？（営業に直接影響するが）	<ul style="list-style-type: none"> ・拒否する権利はありません。 ・ただし、ほこみち区域の設定は大阪市が実施するので、大阪市に対し沿道事業者からの活用希望等を伝達し、区域に設定するべきかの検討の材料としてもらうことは可能です。 	
	5 しみ出しスペースはほこみち事業者にとって「貸出スペース」か？そうならば誰が使おうと使用料をとるのか？	<ul style="list-style-type: none"> ・ほこみち制度は二次占有が可能（公募要項で不可とされる場合を除く。）なため、貸出スペースの位置づけです。 参考：道路協力団体は二次占有不可 ・貸出時の使用料の徴収の有無はほこみち制度では定められておらず、ほこみち事業者の自主ルール（大阪市の同意は必要）で決定します。 ・ただし、現在は社会実験期間の為、占有料が免除されていますが、将来的には占有料を支払うことを想定しているため、最低限占有料分を徴収しないとほこみち事業者の赤字となります。 ・占有料は大阪市の規定により、活用内容（イベントスペース、テラス席スペース（隣接店舗の独占利用）、休憩スペース（不特定多数の利用）等）によって異なります。 	
	6 使用料について、しみ出しスペースに接する店（会社）が使うときは、？%免除とか優遇をできるのか？してはダメなのか？	<ul style="list-style-type: none"> ・貸出金額の設定はほこみち制度では規定していません。ほこみち事業者で設定できます。（大阪市の同意は必要） 例：広場中央部分の維持管理協力金 	
	7 ほこみちに指定された人、使う人、店を構えている人の権利	<ul style="list-style-type: none"> ●ほこみち事業者 ・公募要項の範囲内で、ほこみち区域に占有物を設置する権利があります。 ・歩行者利便増進計画を大阪市に提出することで、区域内の活用方針を定めることができます。 ・利活用ルール（維持管理協力金、利活用の内容等）を定めることができます（大阪市の同意は必要）。 ●使う人の権利 ・ほこみち事業者が承認することにより、ほこみち事業者が定めたルールの範囲内で、活用することができます。 ●店を構えている人の権利(隣接店舗) ・ほこみち制度の中で権利は設定されていません。 	
	なんさん北区間の活用について	8 なんさん北区間の活用主体は誰か？	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市としては、広場部分となんさん北部分をセットでほこみち事業者を募集する方向で検討いただいています。そのため、占有主体は、ほこみち事業者となります。
		9 なんさん北区間を活用した場合の収益はどうなるか	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的にはほこみち事業者が収受することになります。ほこみち事業者と商店会・沿道店舗等が協定等を締結し、利活用と維持管理の取扱いについて定めることは可能です（大阪市との協議は必要）。